

横浜市市立保育所における紙おむつ等定額利用サービス補助事業

実施要領

制定 令和6年3月1日 こ保支第2894号

(目的)

第1条 本要領は、横浜市市立保育所における紙おむつ等定額利用サービス補助事業実施要綱（以下「要綱」という。）第17条に基づき、補助対象事業の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(通則)

第2条 本要領における用語の意義は、要綱に定める用語の定義と同一のものとする。

(実施内容)

第3条 事業者は、次に掲げるすべての事項及び事業者選考に当たって提案したサービスを実施するものとする。なお、事業の実施に当たっては、委託契約約款第6条に基づき、事業者は、事業の履行の全部又は主たる部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(1) 紙おむつ等の規格及び利用料金

ア 紙おむつ及びおしりふきについては、国内流通メーカー品とすること。

イ 紙おむつは、利用児童の年齢等に応じて必要なサイズ及びタイプ（テープ又はパンツ）を提供することとし、提供する商品は1サイズ・1タイプにつき1銘柄とし、保育所での利用に関し紙おむつ等の利用枚数に上限を設けないこと。また、おしりふきについても提供する商品は1銘柄とすること。

ウ メーカー欠品などで提案した商品の提供ができない場合は、同等の代替品を提供すること。

エ 利用料金は、「月額定額制」とし、児童1人につき1契約とすること。

(2) 契約主体及び契約期間

ア 契約はサービスの利用を希望する利用者が直接事業者に申し込み（解約を含む）を行うこととし、事業者と利用者が直接契約すること。

イ 利用料金は提案書で示す金額とすること。

ウ 契約期間は1か月ごととし、利用者からの申し出がない限り自動更新とすること。

エ 利用契約書には、利用者の「横浜市市立保育所における紙おむつ等定額利用サービス補助事業」に係る申請、請求及び受領に係る一切の権限を事業者委任する旨、明記すること。

オ 補助金の申請、請求及び受領についての委任が確認できる書類には、事業者と利用者双方の記名・押印をすること。

カ 新たに利用を希望する者がいる場合、年度途中での新規契約を可能とすること。

キ 利用者が解約を申し出た場合、年度途中での解約を可能とすること。

ク 利用料金の支払い及び還付等支払に付随する業務についても、事業者と利用者の間で行うこと。

ケ 事業者は、当サービスに関する利用者及び保育所等からの問い合わせ等について対応するための窓口を用意し、丁寧かつ適切に対応すること。

(3) 納品体制・衛生管理

ア 紙おむつ等は次のいずれかの方法により保育所へ直接納品すること。

(ア) 事業者が、1週間に一度程度保育所に出向き、在庫を確認の上、必要に応じて補充を行う方法。

(イ) 納品枚数、納品時期について、保育所の指示に従い、事業者が直接保育所へ納品する方法。ただ

し、在庫管理、発注等が保育所の業務負担にならないシステム等が実装されていること。

イ 紙おむつ等の納品の時間帯については、事業者と保育所において協議し定めることとする。

ウ 汚染、破損等を生じた紙おむつ等を提供することがないように留意すること。

エ 事業者は、利用児童名簿等により、利用者の一覧が確認できる資料を各保育所へ提供し、利用者等に変更がある場合は遅滞なく各保育所へ報告すること。

(4) その他

ア サービスの導入は保育所1か所につき、利用者が1人以上の場合にサービスを導入すること。

イ 事業開始時に利用者がいない保育所において、年度途中で1人以上の利用希望の申し出があった場合は、利用希望に応じて導入に対応すること。

ウ 運用開始前に関係職員への説明会を実施し、円滑な運営ができるように必要な措置を講じること。また、運営開始後にも、各保育所の求めに応じ、円滑な運営ができるようサポートすること。

エ サービスに必要な明瞭な説明資料、利用申込書等を作成し、必要枚数を各保育所に配布すること。

オ 保育所へのマニュアルを作成し、各保育所に1部ずつ配布すること。

カ 利用者向けの利用案内を作成し、ホームページ等による周知を行うこと。また、利用案内等は多言語への対応を可能とすること。

(事業者の募集)

第4条 事業者の募集の手続き及び基準は、別に定める「横浜市市立保育所における紙おむつ等定額利用サービス補助事業」請負候補者特定に係る選定要領によるところとする。

(記載事項変更)

第5条 事業者は、所在地等に変更があった場合には、速やかに記載事項変更届出書（第1号様式）及び必要な添付書類等を市長へ提出しなければならない。

(選定の取消し)

第6条 市長は、事業者が次のいずれかに該当した場合には、当該事業者の選定を取り消すことができる。

(1) 第3条で定める事項を実施しなかった場合

(2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）

(3) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）

(4) 法人にあつては、代表者又は役員のうち暴力団員に該当する者があるもの

(5) 法人格を持たない団体にあつては、代表者が暴力団員に該当するもの

2 市長は、必要に応じ、事業者が、前項2号から5号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。

附 則

本要領は、令和6年3月1日から施行する。

